

一般社団法人日本パラバレーボール協会及び加盟団体における 倫理に関するガイドラインについて

(趣 旨)

スポーツは、人生をより充実したものにするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠であり、人々が生涯に亘ってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）及び加盟団体等は、我が国のシッティングバレーボール等の普及振興を図るという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役職員等（本協会倫理規程第2条に定めるところによる。）はもとより、監督、コーチ、競技役員、競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、恒にスポーツの基本であるルール・マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

したがって、本協会及び加盟団体等においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と運営を図るの必要があり、そのための倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめ、本協会及び加盟団体等の役職員、監督、コーチ、主催・主管として関与する競技会・行事などに携わる競技役員をはじめとする運営関係者及び競技者を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐための活動を推進する。

I・人道的行為に起因する事項

- 1 暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）について
役職員及び監督、コーチ等現場指導者に対しては、広報や情報資料を通じて具体的な啓発活動を行うとともに、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任感を指導徹底する。
 - (1) 組織の運営又は現場で指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に監督、コーチ等の指導的立場にある者は、競技者への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
 - (2) 競技又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為を行うことは、厳に禁ずる。

- 2 セクシュアル・ハラスメント及び差別行為について
役職員及び監督、コーチ等の現場指導者並びに競技者に対しては、広報や情報資料を通じて具体的な啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図る。
 - (1) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。
 - (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
 - (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
 - (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」

旨をはっきり意思表示すること。

(5) 差別的言動及び表現を行うことは、厳に禁ずる。

3 ドーピング及び薬物濫用防止について

役職員及びコーチ等の指導的立場にある者はもとより、競技者等に対しても徹底した啓発活動を行う。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬物などによっては、ドーピングの対象物質が含まれている場合もあるため、指導者及び競技者はドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の濫用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人体及び人格を破壊するものであり、絶対に行わないこと。

4 役職員及び監督、コーチ等の指導的立場にある者と競技者との関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努める。

- (1) 役職員及び監督、コーチ等の指導的立場にある者は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役職員及び監督、コーチ等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた身体的・精神的暴力行為等を競技会・行事などに携わる関係者及び競技者に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役職員及び監督、コーチ等の指導的立場にある者と競技者がそれぞれ十分に配慮すること。

II・不適切な経理処理に起因する事項

1 経理処理について

本協会及び加盟団体等は、一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づく適正な処理をするとともに、監事による監査体制を確立する。

- (1) 補助金などの取扱いについては、補助先・助成先の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用しないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック又は税理士などによる監査を受けるようにすること。

2 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁ずる。

- (1) 組織内・外における金銭の横領
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

Ⅲ・各種大会における代表選手・役員の選考などに関する事項

本協会及び加盟団体等は、各種大会の代表選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行う。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に対応する。

Ⅳ・その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行するとともに、反社会的勢力との関係を排除し、社会秩序の維持に努める。